

実践女子大学・実践女子大学短期大学部社会連携ポリシー

(平成 29 年 9 月 27 日制定)

実践女子大学・実践女子大学短期大学部（以下「本学」という。）は、建学の精神「女性が社会を変える、世界を変える」に基づき、女性が持てる力を発揮することによって、よりよい社会を創ることができるという強い信念のもと、教育・研究活動に取り組んでいます。□高等教育機関として、教育・研究活動の成果を社会に還元することは重要な使命となっています。本学では、社会の一員としてよりよい社会の構築に向けて、国内外の地域、産業界、高等教育機関、研究機関及び地方公共団体等と連携して教育・研究活動を推進していくために、社会連携ポリシーを次のとおり定めます。

(教育研究水準の向上及び社会連携活動の推進)

1. 本学は、共同研究、受託研究及び寄付研究等を通じて、本学の教育・研究水準の向上に努めるとともに、持続的で特色ある社会連携活動を推進します。

(社会貢献)

2. 社会連携活動によって教育・研究成果を社会に還元、発信し、社会の発展に寄与します。

(体制整備)

3. 本学は、教職員等が社会連携活動を公正かつ円滑に推進するために、関連規程や組織を整備し、柔軟かつ迅速な対応が可能な体制を構築します。

(透明性の確保)

4. 本学のすべての教職員等は、共同研究、受託研究及び寄付研究等を含む社会連携活動に関連して、金銭等の授受が行われる場合は、当該活動の透明性を維持するため、本学の定める諸規定及び国内外の関連法規に従って、適正に処理するものとします。

(コンプライアンス)

5. 社会連携活動の適切な推進のため、相互の知的財産を尊重するとともに、「学校法人実践女子学園倫理綱領」をはじめとする本学の定める諸規定及び国内外の関連法規を遵守し、社会への説明責任を果たします。

(人材育成)

6. 社会連携活動を通じて、学生のみならず、地域住民及び研究者等に幅広い機会を提供することにより、社会の発展に寄与できる人材を育成します。